

空家所有者③ → 銚田市①

様式第1号（第6条関係）

銚田市空家バンク物件登録申込書

年 月 日

銚 田 市 長 様

〒 _____
住 所
氏 名
電話番号

印

銚田市空家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、銚田市空家バンク物件登録カード及び同意書を添えて、銚田市空家バンクへ物件の登録を申し込みます。

- 1 登録する物件（「銚田市空家バンク物件登録カード（様式第2号）」添付）

物件所在地：銚田市 _____

- 2 媒介業者の選択

市と空家バンクの運営について協定を締結する下記公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（「以下「宅建協会」という。」）に依頼します。

※いずれかにチェック

次の宅建協会会員

業者名： _____

宅建協会が推薦する会員

※個人情報の保護について

この申込みにより登録された個人情報は、銚田市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

銚田市空家バンク物件登録カード

新規・変更

※登録変更の場合は変更箇所を朱書きしてください。

		登録番号			
所有者	氏名	ふりがな			
	住所	〒 -			
	TEL				
	FAX				
	e-mail				
売却又は賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> どちらでも可				
売却希望価格	円	賃貸希望価格	円		
物件所在地	銚田市				
物件の概要	建築確認				
	都市計画の区域区分				
	住宅の耐震化	<input type="checkbox"/> 新耐震基準住宅 <input type="checkbox"/> 旧耐震基準住宅 耐震改修（済・無）			
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリ <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	面積	土地	m ²		
		建物	1階	m ²	
			2階	m ²	
			計	m ²	
	建築年	年			
	空家になった年	年 月			
	補修の要・不要	<input type="checkbox"/> 補修必要 <input type="checkbox"/> 多少補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な改修必要			
	補修の費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> 要協議			
	間取り	1階	□和室（ 畳）（ 畳）（ 畳）		
□洋室（ 畳）（ 畳）（ 畳）					
□トイレ □台所 □風呂 □その他（ ）					
2階		□和室（ 畳）（ 畳）（ 畳）			
		□洋室（ 畳）（ 畳）（ 畳）			
		□トイレ □台所 □風呂 □その他（ ）			
設備状況	電気	□引き込み済 □その他			
	ガス	□プロパンガス □その他（ ）			
	風呂	□ガス □灯油 □電気 □その他			
	水道	□上水道 □簡易水道 □井戸 □その他			
	下水	□下水道 □浄化槽 □その他			
	トイレ	□水洗（□和式／□洋式） □汲み取り式（□和式／□洋式）			
	駐車場	□あり（ 台分） □なし			
	庭	□あり □なし			
	その他				
主要施設等への距離	駅		バス停		
	市役所		図書館		
	交番・駐在所		消防署		
	小学校		中学校		
	スーパー		郵便局		
	幼稚園／保育所		病院等		

(裏面)

位置図及び間取り図

特記事項

受付日		現地確認日	
登録日		有効期限	
登録変更日		登録抹消日	

様式第3号（第6条関係）

同 意 書

私は、銚田市空家バンクへ物件の登録を申し込むにあたり、下記の内容に同意します。

- 1 市税の納付状況や暴力団でないことについて、関係機関に調査、照会等をさせること。
- 2 契約交渉の一切について、銚田市空家バンク物件登録申込書で選択した媒介業者へ市が宅建協会に依頼すること。
- 3 銚田市空家バンクに登録した情報（以下「空家情報」という。）のすべてを市が宅建協会及び媒介業者に提供すること。
- 4 登録物件の詳細調査（立ち入り調査、写真撮影等、物件の確認に必要な調査すべて）を媒介業者が実施すること。
- 5 媒介業者が詳細調査したすべてを市に提供すること。
- 6 空家情報（所有者に関する情報を除く。）及び宅建協会が撮影した物件の写真を広く一般に公開すること。
- 7 媒介業者が契約交渉を進める際、相手方に空家情報を提供すること。
- 8 宅地建物取引業法第46条第1項の規定※に基づく額の報酬を媒介業者に支払うこと。
- 9 媒介業者を介して行う交渉並びに契約及び契約成立後問題等に関して、市が一切関与しないこと。
- 10 登録申し込み以降の手続き等は、銚田市空家バンク制度実施要綱の規定によること。

年 月 日

住 所

氏名（署名）

⑩

銚田市長 様

※（報酬）

第四十六条 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関して受けることのできる報酬の額は、国土交通大臣の定めるところによる。

空家所有者③ → 銚田市①

様式第6号（第7条関係）

銚田市空家バンク物件登録変更届出書

年 月 日

（宛先）銚田市長

〒 ー
住 所
氏 名 ④
電話番号

銚田市空家バンク物件登録内容を、次のとおり変更したいので届け出ます。

- 1 物件登録番号 : No.
- 2 変更内容 : 添付書類のとおり
- 3 添付書類 : 変更箇所を記載した「銚田市空家バンク物件登録カード」

（注） 添付する「銚田市空家バンク物件登録カード」にはすべて記入し、変更箇所は朱書きしてください。

空家所有者③ → 銚田市①

様式第8号（第8条関係）

銚田市空家バンク物件登録取消届出書

年 月 日

（宛先）銚田市長

〒 ー
住 所
氏 名
電話番号

印

下記の銚田市空家バンク物件登録を取消したいので届け出ます。

物件登録番号 : No.

（注）この届け出を受け付けた日が登録抹消日となります。

空家所有者③ → 銚田市①

様式第10条（第9条関係）

銚田市空家バンク物件登録期間延長申出書

年 月 日

（宛先）銚田市長

〒 ー
住 所
氏 名
電話番号

印

銚田市空家バンク物件登録の登録期間を延長したいので申し出ます。

物件登録番号 : No.

（注） この延長申出書を提出されない場合は、銚田市空家バンク物件登録通知書にある有効期限をもって自動的に登録が抹消されます。

空家利用者④ → 銚田市①

様式第12号（第11条関係）

銚田市空家バンク利用登録申込書

年 月 日

（宛先）銚田市長

〒 ー
住 所
氏 名 ④
電話番号
F A X
E-MALL

銚田市空家バンク制度実施要綱に定める趣旨を理解し、利用登録に係る個人情報について、空家登録者及び空家登録者が媒介を依頼する「公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会」へ提供することに同意し、誓約書（様式第13号）を添えて、銚田市空家バンクへ利用登録を申し込みます。

また登録にあたって、市税の納付状況や暴力団でないことについて、関係機関に調査、照会等をされることに同意します。

購入又は賃貸の別及び希望価格	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格（ 円） <input type="checkbox"/> 賃貸 希望価格（ 円/月）
希望条件等 （ご自由にお書きください）	

※個人情報の保護について

この申込により登録された個人情報は、銚田市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

様式第13号（第11条関係）

誓 約 書

私は、銚田市空家バンクへの利用登録を申し込むにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 銚田市空家バンクの利用を通じて得られた情報について、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的には使用しないこと。
- 2 暴力団ではないこと。
- 3 市税を滞納していないこと。
- 4 物件の契約交渉及び契約成立後の問題等に関しては、「空家登録者」、「利用登録者」、「宅建協会」間で解決すること。

年 月 日

申込者 住 所
氏名（署名）

㊞

銚田市長 様

空家利用者④ → 銚田市①

様式第15号（第12条関係）

銚田市空家バンク利用登録変更届出書

年 月 日

(宛先) 銚田市長

〒 ー
住 所
氏 名 ④
電話番号

銚田市空家バンク利用登録内容を、次のとおり変更したいので届け出ます。

- 1 利用登録番号 : No.
- 2 変更後の登録内容 : 下記のとおり

※すべて記入し、変更箇所は朱書きしてください。

利用登録者	氏 名	ふりがな
	住 所	〒 ー
	電話番号	
	F A X	
	E - M a i l	
購入又は賃借の別及び希望価格	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格 (円)	
	<input type="checkbox"/> 賃借 希望価格 (円/月)	
希望条件等 (ご自由にお書きください)		

空家所有者④ → 銚田市①

様式第17号（第13条関係）

銚田市空家バンク利用登録取消届出書

年 月 日

（宛先）銚田市長

〒 ー
住 所
氏 名
電話番号

印

銚田市空家バンク利用登録を取消したいので届け出ます。

利用登録番号 : No.

（注）この届け出を受け付けた日が登録抹消日となります。

様式第19条（第14条関係）

銚田市空家バンク利用登録期間延長申出書

年 月 日

（宛先） 銚田市長

〒 ー
住 所
氏 名 ④
電話番号

銚田市空家バンク利用登録の登録期間を2年間延長したいので申し出ます。

利用登録番号 : No.

（注） この延長申出書を提出されない場合は、銚田市空家バンク利用登録通知書にある有効期限をもって自動的に登録が抹消されます。

空家利用者④ → 銚田市①

様式第21号（第15条関係）

銚田市空家バンク物件交渉申込書

年 月 日

（宛先）銚田市長

〒 ー
住 所
氏 名 ④
電話番号

銚田市空家バンク登録物件の交渉を希望するので次のとおり申し込みます。

希望物件登録番号	No.
購入又は賃借の別及び希望価格	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格（ 円） <input type="checkbox"/> 賃借 希望価格（ 円/月）
希望条件等 （ご自由にお書きください）	

（注）公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（宅建協会）の媒介には、宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく報酬が発生します。